

集合動産を目的とする譲渡担保における 目的財産の特定とその登記の在り方に係る検討メモ

1 「動産の保管場所の所在地」の外延拡張の必要性

- (1) 登記実務上、動産・債権譲渡規則（以下、「規則」という。）8条1項二ロの「動産の保管場所の所在地」要件（以下、「上記要件」という。）を満たす場所的要素の特定の在り方が限定的であることに起因する困難事例が、ままた見受けられる。

cf) 民事実体法上の動産の特定

<例1> 担保権設定時における困難事例

- ① 船舶や大型自動車内にある目的財産等、動産の保管場所の所在地自体が随時移動する場合
- ② 番外地上や一定範囲の海域内又は一定範囲の空間内において管理される動産等、動産の保管場所の所在地自体に、地番等の一般的な特定要素が存在しない場合

<例2> 担保権設定後に発生した事情による困難事例

動産の保管場所の所在地であるA倉庫が満杯となったためにB倉庫を搬入先として追加変更する場合や、後発的にA倉庫からB倉庫へ全在庫を移動する場合

- (2) 他方、量的範囲等の上記要件以外の特定要素、特に目的物の特定の在り方を完全ホワイトボード化することは、時期尚早とする意見あり。

∴ 集合動産を目的とする動産譲渡担保権の設定、途上与信及び実行をするときは、特定の場所的要素において、どのような集合動産が（種類）、どれだけの数量（量的範囲）存在するのかが問題となることが多い。

>∴ 所在場所の外延については柔軟にする方向で、具体的にどのような事項による場所的特定を認めるかが、種類や量的範囲等の他の特定の方法に比べて重要である。

- (3) 登記優先ルールのもとでは、動産譲渡担保の多くが登記を志向

→ 目的物の特定の在り方として、例えば、上記<例2>をカバーできるような所在場所の特定の方法が一定程度許容されるなら、上記要件自体を大きく変える必要はない。

← 他方、過度に広汎な方法を許容すると、対抗要件具備に係る当事者や第三者の判断リスクが高まる。

← 当該判断リスクについては、ある程度、当事者や第三者に負わせる方向性があり得るほか、包括担保の抑制は、信義則等の一般法理による考え方も存在する。

>∴ 動産の保管場所の所在地（規則8条1項二ロ）等の特定の方法については、必要な範囲に絞って外延拡張を行うのが、穏当である。

2 外延拡張の方向性（例）

(1) 規則8条1項二口の「動産の保管場所の所在地」の定義のもとでも、「店舗」「倉庫」等、保管場所の所在地を構成する要素としては、不動産登記における建物の種類（不動産登記法44条1項3号）¹同様に、当事者の主観を一定程度加味したものが、既に許容されている。

> ∴ 規則8条1項二口の「動産の保管場所の所在地」の定義として、当事者の主観的要素を加味する方向で外延を拡張することは、一定程度、許容され得る。

(+ 上記定義が条文文言としてわかりにくくなる点を問題とするなら、例えば、規則8条1項二口を「動産の保管場所の所在地その他これに代わる特定事項」と改める等の対処も、検討の余地あり。)

(2) 上記1<例1>の解決の在り方として、例えば、次のようなものが考えられる。

・ <例1>①の場合、例えば、大型自動車における車台番号等、他の特定要素による代替を許容する etc.

・ <例1>②の場合、所在地に係る緯度・軽度や世界測地系座標等、地番同等に視覚的・客観的に認識可能な特定要素で区分してその設定の登記を行えば、現状でもある程度、対処可能である。

→ 他方、所在地の形状が複雑である場合等、当該認識可能な特定要素による特定をすることにつき当事者の負担が重いときには、例えば、「〇〇農場」「××発電所」といった当該所在地の名称等、他の特定要素による代替を許容する etc.

(3) 上記1<例2>の解決の在り方として、例えば、次のようなものが考えられる。

・ <例2>の場合、動産の保管場所の所在地をB倉庫とする担保権の追加設定の登記を行えば、現状でもある程度、対処可能である。

→ 他方、保管場所が変更されるたびに追加設定の登記を都度行う当事者の負担が重いことを重視するなら、例えば、当初の担保権の設定時においてあらかじめ、動産の保管場所の所在地に代えて、「東京都千代田区麹町一丁目〇番地、…、及び譲渡人の所有権、賃借権等に基づき保管する場所」、「〇〇湾内における養殖場」、「工場（製造委託先を含む）」、「店舗（移動式店舗を含む）」等、必ずしも具体的な動産の保管場所の所在地によらない一定の評価的要素による特定を許容する etc.

以上

¹ 不動産登記における建物の特定要素である建物の種類（不動産登記法44条1項3号）は、当事者における主観的な建物利用の在り方を一定程度加味して定められる。